

令和8年第1回農業委員会総会議事録

令和8年1月20日（火）第1回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司			7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 1人

6番 平利一

議事	議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第 2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第 3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第 4号	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
	議案第 5号	現況証明に係る現況認定について

報告事項
法務局照会について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺 俊一
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午後 3 時 30 分)

福田主査 只今から、新見市農業委員会第1回総会を開催いたします。本日の出席は27名です。欠席は、6番平委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 改めまして、あけましておめでとうございます。本年も、よろしくお願いいいたします。新年を迎え我らの任期が、あと半年となりました。変わる人、そのまま続けられる人がおられますでしょう、変わられる人は女性委員をと声がでていきますのでよろしくお願いいたします。本日は、市長隣席のもと第1回総会を開催いたします。スムーズな議事進行にご協力を、よろしくお願いいたします。

福田主査 ありがとうございます。続いて、石田市長よりご挨拶をいただきます。

石田市長 皆様、新年あけましておめでとうございます。本日は令和8年の第1回の農業委員会総会が開催されましたこと、心からお喜び申し上げます。また、皆様方におかれましては日頃から耕地農業の振興そして適正な農業の配置、そしてまた集積、本当に皆様方にはお世話になっているところです。本市を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足など、そしてまた資材の高騰などにより大変厳しい状況を迎えております。一方でですね、農業を次世代に繋ぐために新たな取組や担い手の育成、農地の集積集約など農業委員の皆様方におかれましての努力、心から敬意を表するしだいでございます。本市としましても、今後とも皆様方と協力を密にしながら農業の地域安定と故郷の綺麗な田を維持するために、今後とも皆様と力をあわせて頑張っていきたいと思っておりますのでご協力をお願い申し上げます。終わりになりますけれども、皆様方のご健康と農業委員会の益々のご発展をご祈念申しまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

福田主査 ありがとうございます。ここで石田市長は他の公務のため退席されます。

～ 市長退席～

福田主査 それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。

会 長	<p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、13番山田委員、14番森委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が6件ございました。現地確認を6件とも1月6日に行っております。</p> <p>それでは、1番でございます。場所は下熊谷、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、譲渡人宅から離れており、維持管理が難しいため、申請地近隣を耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。</p>
赤井委員	<p>2番赤井です。確認日は1月9日、平委員、谷岡推進委員の3名で行いました。場所は、●●●●から対面のところの●●地区です。譲渡人は先月も1か所、耕作ができないので近隣の方へ譲渡しております。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、譲渡人宅から離れており、維持管理が難しいため、現在申請地を耕作管理している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。確認日は1月11日、奥津委員、妹尾推進委員と私の3人でした。場所は、県道北房井倉哲西線を●●●●●から1.5キロ●●方面に入ったところの右手にあります。耕作地は譲受人が管理しており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第1号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございます。場所は哲西町畑木、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、現在申請地を耕作管理している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。

奥津(賢)委員

5番奥津です。確認日は1月11日、奥津委員、妹尾推進委員と私の3人でした。場所は、国道182号線●●方面に向かって●●●●から100m先右手にあります。譲受人が耕作管理しているので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第1号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、4番でございます。場所は神郷高瀬、現況地目は田1筆でござ

います。移動の理由は贈与による所有権移転、作物はリンドウ、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近隣を耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。

信谷委員

16番信谷です。確認日は1月10日、仲田会長、大原推進委員と行いました。場所は、神郷高瀬地内に●●●●があります。そこから農道を200m東へ行ったところにありました。この申請地は借地としてリンドウを作られおりました。この度、贈与で申請がでており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第1号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、5番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者

の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲受人は申請地に隣接している農地を耕作しており、申請地を含む一帯を譲受人が耕作したいため売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。

信谷委員 16番信谷です。確認を1月10日、仲田会長、大原推進委員としました。場所は、神郷下神代地内、●●●に入る三叉路から●●方面へ200m行ったところの北側にあります。作付けされていた土地で、この度の売買です。問題ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員 推進7番後藤です。5番と6番の譲受人の耕作面積が違うのはなぜですか。

真治主任 面積ですが、●●さんの元々持たれている面積は21,837㎡になります。5番6番はまだ議決されてないので5番は21,837㎡に561㎡を足した面積。6番は21,837㎡に769㎡を足した面積と計算し、掲載しております。

会 長 その他、よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第1号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任	<p>次に、6番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲受人は申請地に隣接している農地を耕作しており、申請地を含む一帯を譲受人が耕作したいため売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。</p>
信谷委員	<p>16番信谷です。確認を1月10日、仲田会長、大原推進委員としました。場所は、5番の圃場の近隣にあります。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を1月6日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は田1筆、転用目的は農地改良、進入路造成で、転用理由は、大型機械用進入路を造り、生産性の向上を図るため。です。工事期間は許可日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地</p>

区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。

信谷委員

16番信谷です。確認を1月10日に仲田会長委員、大原推進委員としました。場所は、神郷下神代地内●●●●●前の市道の北側にありました。現状は、耕運機ぐらいしか通れない進入路ですのでトラクターを入れるためには広くしないとイケないようでした。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第5条の申請につきまして、2件申請がございました。現地確認を2件とも1月6日に行っております。それでは、1番でございます。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆で、転用目的は墓地です。転用理由ですが、●●●が檀家用として、新たに墓地を整備したいものです。契約の種類は寄附による所有権移転です。工事期間は令和8年2月1日から令和8年6月30日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認を1月9日、平委員、谷岡推進委員、私3名で行いました。場所は、●●●●●●●●●●より●●方面に300m行った道うえにありました。地目は畑ですが耕作できる状態ではございませんでした。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第3号2番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	次に2番でございます。場所は正田、現況地目は畑1筆で、転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、現在使用している従業員と来客用駐車場が不足することがあるため、駐車場に隣接している申請地を駐車場として利用したいものです。契約の種類は交換による所有権移転です。工事期間は許可日から6か月間です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（第一種住居地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。確認日1月10日、森委員、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、●●●●●から市道を北上し●●●●を進むと行止まりとなっております。その場所の左下に申請地がありました。譲受人の土地と隣接しておりますので、問題ないと思います。

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、4条と、5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
<p>全 員</p>	<p>「よろしい。」</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第4号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小寺局長</p>	<p>農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回、新規の貸付けが11件出ています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 番千屋井原、田1筆4年11か月の使用貸借。 2 番豊永宇山、畑2筆10年の賃貸借。 3 番豊永宇山、畑2筆10年の賃貸借。 4 番豊永宇山、畑1筆10年の賃貸借。 5 番豊永宇山、畑2筆10年の賃貸借。 6 番豊永宇山、畑1筆10年の賃貸借。 7 番哲多町田淵、現況畑3筆6年の使用貸借。 8 番哲多町大野、現況畑2筆10年の使用貸借。 9 番哲多町大野、田1筆10年の使用貸借。 10 番哲多町矢戸、田3筆3年の使用貸借。 11 番哲西町上神代、田3筆10年の使用貸借。 <p>以上が新規となっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番より順次、求めます。</p>
<p>兒玉委員</p>	<p>推進委員2番兒玉です。確認日は1月10日、小田委員、泉推進委員</p>

神山委員	契約で周りを草刈りしてくださいよ、とか、できているのですか。
赤迫主査	契約は、周辺の管理をしていただくように記載しております。
神山委員	以前に、ここに入られるまでに決まるまで、市が草刈りし税金が無駄にかかったと思います。今後も、契約がなければそうなるのかと思いました。
赤迫主査	補足ですが、まだ空地がありまして、空地の部分については耕作者が決まるまでは健全な状態に市が管理しますのでよろしく願いいたします。
会 長	<p>その他、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 妹尾元弘推進委員入室 ～</p>
会 長	続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が12番から35番までの24件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第5号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

現況証明に係る現況認定につきまして、今回2件申請がございました。現地確認を2件とも1月6日に行っております。

それでは1番でございます。場所は千屋実、台帳地目は畑2筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和50年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に2番でございます。場所は哲西町上神代、台帳地目は畑4筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地のうち、●●●●番●と●●●●番は平成4年頃に隣接する宅地に住宅を建築した際に庭として利用している状態で、●●●●番●と●●●●番●は前所有者が昭和50年頃に倉庫を建築し、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番について。

小田委員

3番小田です。確認を1月18日、兒玉、泉推進委員と行いました。場所ですが、千屋地内●●●●●から200m先左方向へカーブするところ、谷から北側のそねまで、全部竹です。

奥津(忠)委員

7番奥津です。1月11日に奥津委員、妹尾推進委員、私とで確認しました。場所は、●●●●●から●●●●●方面に国道を100m行った右手にありました。宅地の状態でした。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第5号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。ここで、10分間休憩とします。

～ 休憩 ～

会 長 再開いたします。続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

真治主任 法務局照会につきまして、今回1件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を12月3日に行っております。場所は神郷下神代、登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「農地」と回答しています。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告をお願いします。16番。

信谷委員 16番信谷です。12月6日に確認をしました。場所は、●●●●●の信号交差点から50m新見寄りの国道沿いです。草刈り等もされており農地と回答しました。以上です。

会 長 次に完了届について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長 完了届が5件でしております。

1番菅生地内、畑2筆農地法第4条墓地・外周路、総会日令和7年6月17日、完了日令和7年10月31日。

2番千屋花見地内、現況地目畑1筆、農地法施行規則第29条農機具倉庫、総会日令和7年10月16日、完了日昭和49年8月26日。

3番千屋花見地内、現況地目畑1筆、農地法施行規則第29条農機具倉庫、総会日令和7年10月16日、完了日令和7年12月11日。

4番大佐大井野地内、畑1筆農地法第5条駐車場、総会日令和7年6月17日、完了日令和7年11月6日。

5番大佐大井野地内、畑1筆農地法第5条公衆用道路、総会日令和7年6月17日、完了日令和7年11月6日。

以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番から順次お願いします。
赤井委員	2番赤井です。1月9日に平委員、谷岡推進委員と3名で確認しました。墓地ができておりました。
小田委員	3番小田です。確認を1月18日に行いました。2番3番、できておりました。
宮本委員	10番宮本です。確認日は12月13日、後藤推進委員、山田委員としました。完成しておりました。
真治主任	今回、完了届がでていいる2番3番ですが、3番のほうは今回新しく農機具倉庫を建てたいと届出がありました。その際に、同じ土地に以前から農機具倉庫があったと、前の所有者が建ててしまったということで、前に建てた日付、昭和49年で申請を出していただき、完了日が昭和49年8月26日で出されたものです。申請として出していただいていますので問題ないと考えます。
会 長	次に転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	転用工事進捗状況について3件、報告がでております。 1番哲西町矢田地内、田1筆農地法第4条、圃場整備60パーセント 2番哲西町矢田地内、田1筆農地法第4条、圃場整備60パーセント 3番哲西町矢田地内、田2筆農地法第4条、圃場整備80パーセント
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。7番。
奥津(忠)委員	7番奥津です。1月11日に奥津委員、妹尾推進委員と私で確認しました。少し少し進んでいますので期日までには完成すると思います。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が1件でております。哲多町田淵地内、田3筆、利用期間令和7年4月1日から令和13年3月31日ですが、農地中間管理機構へ変更するために合意解約が出ております。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。9番。
逸見委員	推進委員9番逸見です。確認1月10日にしました。記載のとおりです。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	続きまして、その他ですが事務局からなにかありましたらお願いします。
真治主任	事務局から連絡事項させていただきます。 先月、お話がありました盛土規制法について、岡山県が作成しているチラシを配布させていただいております。簡単にですが内容の概要を説明させていただきます。 岡山県では令和7年4月1日から盛土規制法の規制事務が開始され、岡山県内全域が規制区域となっています。規制区域には宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類の区域があります。それぞれの規制区域で盛土の高さ要件や面積要件が異なりますが、土地の形質を変更する行為の場合、大まかに言いますと高さ1メートルを超える盛土を行う場合や盛土を行う面積が500平方メートルを超える場合は、規制の対象となる可能性があります。規制の対象とならない行為として、農地での通常の営農行為の範ちゅうは規制の対象とならないことになっています。チェック表にありますように、農地または採草放牧地において、土地の改変行為後、耕作を再開すること、農道や農業用施設の整備ではないこと、次のいずれかに該当する場合として、通常の生産活動や圃場管理として耕起、代かき、たい肥の投入、表土の入れ替えなどを行う場合か面積1000平方メートル以下かつ工事期間3カ月以内及び高さ1メートル以下の農地改良届の範囲で嵩上げ等を行う場合は、通常の営農行為となっています。 大まかな概要については以上ですが、地域の方から委員の皆さんへ農地の嵩上げやくぼだおしを行いたいとご相談があった場合、盛土規制法を説明されるのはなかなか難しいと思いますので、盛土規制法があるため、簡単に嵩上げができない可能性があることと、農業委員会事務局へ相談をした方がいいということをお伝えください。事務局で個別に内容を確認してこちらで分かることであれば説明させていただきますし、こ

	<p>ちらで判断できない事案ならば、県の盛土対策班をご紹介しようと思っております。盛土規制法の説明については、以上です。</p> <p>続きまして、先月総会を欠席されていた方に、2026年の農業委員会手帳を配布させていただいておりますので、2025年の手帳に入れている身分証明書を2026年の手帳に入れ替えて、ご使用ください。</p> <p>続きまして、先月配布いたしました女性農業委員に関するアンケートについて、提出がまだの方は、この後提出をお願いします。</p>
小寺局長	<p>令和8年度が委員改選期です。1月5日から応募用紙の配付を初めております。2月27日までの受付になっておりますので、また、必要な方は、事務局、支局、市民センター等にありますのでご確認くださいねと思います。</p>
	<p>次に、視察研修が1月27日28日で予定しております。資料を皆様にお配りしておりますが、参加予定16名でお聞きしております。よろしく願いいたします。10時発で、南庁舎側駐車場にバスをつけます。9時50分までにはおこし下さい。参加の方は、よろしく願いいたします。以上です。</p>
福田主査	<p>次回の総会ですが、2月18日水曜日、午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。</p>
会 長	<p>他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理をお願いします。</p>
神山代理	<p>本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）</p>
	<p><u>（閉会時刻 午後 4 時 46 分）</u></p>

令和8年1月30日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____